

気になる質問
集めてみました。

Question
01

採用に当たって厚生行政に関する専門知識は必要ですか?

ANSWER

採用時において、特別な専門知識は必要ありません。東海北陸厚生局では、皆さまご家族にも関係の深い医療、健康、福祉、年金など、赤ちゃんからお年寄りまで国民の皆さまの健康で安全・安心な暮らしを支えるための業務を行っています。さまざまな事柄に広く関心を持っている人は大歓迎です。

Question
02

職員研修はどのような研修がありますか?

ANSWER

新規採用者は、4月の採用後すぐに、厚生労働本省(霞が関)で約1週間、他の地方厚生(支)局の採用年次が同期の職員と一緒に新規採用職員研修を受講します。また、職員研修は、①国家公務員倫理、②階層別(係員、係長等)研修、③厚生局の業務に関すること等、資質向上を目的として、年間を通じて計画的に実施しています。さらには、人事院や日本年金機構等の外部機関が開催する研修にも積極的に参加できます。

Question
03

人事異動について教えてください

ANSWER

人事異動は、多くの職員は、だいたい2~3年ごとです。年1回実施する意向調査により本人の希望や配慮すべき事情を確認するとともに、能力や適性を勘案して、適材適所となるように人事異動が行われています。転勤(転居を伴う異動)は、基本的に東海北陸厚生局の管轄区内となりますが、厚生労働本省や地方自治体、日本年金機構、国立病院機構等に出向して経験を積む職員もいます。

Question
04

勤務時間や残業(超過勤務)について教えてください

ANSWER

勤務時間は、午前8時30分~午後5時15分(昼休み:12時~13時)(名古屋事務の場合は、午前9時~午後5時45分もあり)の7時間45分勤務となっています。配属先や業務の繁忙な時期に残業となることもありますが、定時退庁日として毎週水曜日と金曜日を設定しており、職員各自が早く帰れるように心がけています。また、フレックスタイム制度が導入されたことにより、ワークライフバランスの推進を図っています。

Question
05

休暇制度について教えてください

ANSWER

年次有給休暇は、毎年(1月1日~12月31日まで)20日間あり、翌年は、使用しなかった日数のうち20日を限度に繰り越されます。ただし、4月採用者の場合、採用年は15日間で、翌年以降は20日間となります。年次有給休暇の他に、夏季休暇(3日間)、結婚の時に親族が死亡した時、子の看護をするときなどに特別休暇があり、病気休暇や介護休暇などの制度もあります。

Question
06

ワークライフバランス(子育て支援)について教えてください

ANSWER

出産時には、産前産後の特別休暇を取得することができます。また、3歳未満の子を養育するための育児休業制度をはじめ、保育園の送迎などを目的として、勤務時間帯を設定できる「早出遅出勤」など、仕事と家庭を両立するための制度が設けられています。特に、育児休業に関しては女性職員のみならず、男性職員も積極的に取得できるよう職場環境づくりに取り組んでいます。育児休業中は、共済組合から休業補償として、育児休業手当金が支給されます。(全庁共通)

Question
07

採用後のキャリアパスや厚生労働本省等との人事交流の実績はありますか?

ANSWER

採用後8年目以降に係長級となり、部下に対する指導・育成の業務も担います。18年目以降に課長補佐級となり、課内の予算・動向などの管理、調整、対外交渉など重要な業務を担当します。様々な配属先での業務経験を経て、課長等へ昇任していきます。係員級で本省へ出向する場合は、概ね2年間となっています。
【直近の実績】
令和3年度 1名(健康局)
令和4年度 3名(先端医療・保健・社会・健康局)
令和5年度 2名(健康局)
その他、各職員の適性に応じて、日本年金機構、国立病院機構、地方自治体との人事交流を行っています。

Question
08

宿舍や住居手当はありますか?

ANSWER

新規採用者は、希望に応じて公務員宿舎に入居することができます。また、民間の賃貸住宅に入居した場合には、家賃額に応じて、住居手当が支給されます。



厚生労働省

東海北陸厚生局

ホームページ

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/>



詳しくは東海北陸厚生局ホームページをご覧ください

東海北陸厚生局の紹介

Tokai-Hokuriku Regional Bureau of Health and Welfare

厚生労働省

東海北陸厚生局

先輩職員からのメッセージ

現在は、健康福祉課でグループホームの防災改修等に関する補助金等の審査、交付事務を行っています。

現在の部署に配属される前は、厚生労働本省や東海北陸厚生局富山事務所でも勤務しました。それぞれの部署は、同じ厚生労働行政を担っていても、扱う法律や制度、業務内容も異なり、勉強するのは大変でした。しかし、法律や制度、またそれを作る国等の視点を学ぶことができたほか、相対する関係者や自治体、ときには国民の方と接し、その様々な考えや視点に触れることができました。これらの経験は、自身が仕事をしていく上での判断や理解をするときのみならず、係員からの質問や相談に対応するときや、上司へ報告や相談を行うときにも役に立っている、活かすことができていると感じます。

国民の生活に身近な分野で働くことに興味がある方、ぜひ一緒に働きませんか。



健康福祉部健康福祉課
健康福祉係長

石塚 万希子



健康福祉部保険年金課
社会保険監査指導官

伊藤 浩司

私は健康保険組合に対して監査を行う業務をしています。厚生局には、国民の生活に欠かすことができない様々な業務がありますが、その中の一つとして健康保険に関する業務があります。我が国の健康保険制度は「国民皆保険制度」といって、保険証を持っていれば「誰でも」「必要な医療を」「一部の負担で」「平等に」受けることができる、世界に誇れる素晴らしい制度です。未来に向けてこの素晴らしい制度が堅持できるよう、やりがいを持って日々仕事に取り組んでいます。

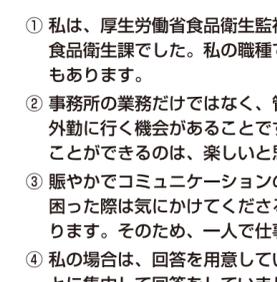
一方で、仕事を頑張るためには充実したオフが必要です。厚生局はワーク・ライフバランスの実現に向けて積極的に取り組んでおり、定時退庁やマンスリー休暇を利用して充実したオフを過ごすことができます。私はスポーツをすることが趣味ですので、仕事終わりや休日にはたっぷり時間を使って、積極的にリフレッシュしています。公務員志望の皆さん、厚生局には「やりがいのある仕事」と「素晴らしい職場環境」が用意されていますので、是非、厚生局に足を運んでみてください！

若手職員に聞いてみました！



富山事務所
清水 紅杏
令和2年4月採用

- Q. 若手職員さんにこんな質問をしました。
- ① 東海北陸厚生局を選んだ理由は？
 - ② 東海北陸厚生局で勤務してよかった、と感じたところは？
 - ③ 所属する課の雰囲気、職場の雰囲気は？
 - ④ 官庁訪問時のアドバイス、教えてください。
- ① 大学の社会福祉士養成課程において社会保障について学び、医療保険や公的年金を始めとする諸制度が私たちの暮らしを支えていることを実感し、社会保障制度に広く携わることができる厚生局を志望しました。
 - ② 仕事とプライベートの両立がしやすいところです。業務目標に定時退庁や月に1日以上の有給休暇を取得することを掲げており、業務時間と自分の時間を分けてメリハリのある働き方をすることができています。
 - ③ 質問や相談がしやすい雰囲気です。現在所属している富山事務所は、職員数が少ない分、所内全員とコミュニケーションをとりながら仕事をすすめることができるので、働きやすいです。また、自分と同じく富山が地元の方が多く、休憩時間に方言を交えながらお話ししたり、ごはんが美味しいお店を教えてくださいたりすることもあり、密かにいつも楽しみにしています。
 - ④ 面接される方は一緒に働くことを考えてどういふ人なのかを知りたいと思うので、作り込み過ぎない自分であることが大切だと思います。また、就職活動の際は慣れないことの連続でとても疲れてしまうと思うので、リフレッシュ時間を取るといいと思います。官庁訪問を機に自分自身と向き合うことを楽しんでみてください。応援しています。



富山事務所
清水 紅杏
令和2年4月採用



総務課
松井 良樹
令和3年4月採用

- ① 私は、厚生労働省食品衛生監視員として採用され、初めての配属先が東海北陸厚生局食品衛生課でした。私の職種では、他にも全国の厚生局や検疫所等に配属されることもあります。
- ② 事務所の業務だけではなく、管内（愛知、静岡、岐阜、三重、石川、富山）に出張や外勤に行く機会があることです。業務とはいえ、遠方や訪れたことのない地域に行くことができるのは、楽しいと思います。
- ③ 賑やかでコミュニケーションの取りやすい職場だと思います。電話対応等で受け答えに困った際は気にかけてくださることや、仕事の進捗状況でアドバイスを頂くことがあります。そのため、一人で仕事を抱え込むことがないです。
- ④ 私の場合は、回答を用意していくと逆に固くなってしまいますので、面接時に聞かれたことに集中して回答をしていました。人それぞれ自分に合った伝え方があると思うので、自分に合う方法を見つけて準備を進めてみてください。



健康福祉部食品衛生課
宮島 泉
令和2年4月採用

ワーク・ライフ・バランス

女性活躍・仕事と家庭の両立支援制度を利用した職員からのメッセージ

私のワーク・ライフ・バランス
～感謝の気持ちを忘れずに～

私は、年金指導課で日本年金機構が行う事業主等に対する滞納処分や立入検査等の認可に関する業務に携わっています。現在、4歳の息子の子育て奮闘中です。

職場では、育児時間の制度を利用し、朝と夕方それぞれ1時間ずつ勤務時間を短縮して働いています。育児休暇から復帰する前は仕事と家庭の両立ができるのか不安もありましたが、復帰後もなかなか思うように仕事ができず悩んだりしましたが、温かい職場の雰囲気と理解のある上司や優しい同僚に支えられ、育児・家事に奮闘しながらも仕事を続けることができており、職場のサポートに大変感謝しています。

職場を離れると、保育園の送迎や家事、息子の遊び相手等毎日時間に追われて自分の時間はほとんど持てませんし、仕事も時間に限りがある中でいかに効率的に適切に業務を行うかを日々模索しながら働いています。職場も家庭も私にとっては大切な場所であり、そこで過ごす時間はかけがえないものです。これからも感謝の気持ちを忘れず、仕事と家庭を大切にしながら、充実した日々を過ごしていこうと思っています。



年金指導課
管理係長
豊田 真貴子



岐阜事務所
医療指導監視監査官
長瀬 謙一



家族を大切にする働き方

厚生労働省では、男性職員の育児参加を積極的に進めており、男性の育児休暇・育児休業の制度は、ひと昔前と比べて遥かに利用しやすい環境になりました。

私には、7歳の息子と4歳の娘がいますが、娘が生まれる時に、妻が出産で入院している間から退院してしばらくの間、上の子の世話をする必要があったことから、休暇制度を利用しました。

子供と二人きりで生活するのは初めてで、妻がいない中で、朝の支度から炊事、洗濯、家の掃除、食事の補助、お風呂、寝かしつけなど、短い期間にいろいろ経験が積むことが出来ました。

その甲斐あってか、平日で仕事がある日でも、早く起きた時は朝食の準備をしたり、定時に帰宅してきた時は子供をお風呂に入れてあげたり、毎日寝かしつけと一緒に寝落ちしてしまったり、楽しい子育てライフを送っています。

なお、休暇の取得には、やはり周りの理解や協力が必要不可欠です。今後、休暇制度を利用したい！という職員が出てきたときは、仕事のフォローを積極的にに行い、日頃から属人的な体制を減らしていくなど、少しでも利用しやすい環境をつくっていきたいと思います。

